

鳥取市バイオマス地産地消システム構築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市バイオマス地産地消システム構築事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市スマートエネルギータウン構想を推進するため、地域にある森林資源などを活用したバイオマス燃料を、地域を巻き込みながら地域内で安定的に生産・消費する地産地消システム構築に取り組む団体を支援することにより、本市の持続可能な資源循環システムの構築、地域コミュニティや地域経済の活性化に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥取市スマートエネルギータウン構想 再生可能エネルギーを地域で生み出し、地域で活用するエネルギー地産地消を推進することにより、地域エネルギー産業の活性化、地域経済の好循環、雇用の創出など、地方創生を進める一つの柱として積極的に取り組んでいくため、鳥取市が平成27年8月に策定した構想
- (2) バイオマス地産地消システム 地域にある森林資源などを活用したバイオマス燃料を、地域を巻き込みながら地域内で安定的に生産・消費し、地産地消型の持続可能な資源循環を図る取組
- (3) 市民活動団体 鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号）第2条第2号に定める団体

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、バイオマス地産地消システム構築事業に取り組む市民活動団体とする。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業であり、かつ、同表第2欄に掲げる要件を満たす事業とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する別表第3欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第5欄に定める額を限度額とする。

(交付申請)

第8条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は様式第1号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に影響を及ぼすと認められる変更

(着手届を要しない場合)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第11条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、概算払により交付することができる。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(財産の処分制限)

第13条 規則第16条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間とする。)とする。

2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

別表（第5条、第6条、第7条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業要件	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
バイオマス地産地消システム構築事業	地域コミュニティや地域経済の活性化に資するため、バイオマス地産地消システムの構築に取り組む事業	人件費（製造作業賃金等）、報償費（指導者・協力者謝金等）、旅費（指導者派遣・視察旅費等）、原材料費、消耗品費（道具、事務用品等）、印刷製本費（PR、イベントチラシ等）、使用料及び賃借料（機械使用料等）、通信運搬費、広告費（PR、イベント周知等）、備品購入費（製造機器等）、委託費（作業、事務委託等）、その他市長が認める経費	10/10	3,000千円

様式第1号（第8条、第12条関係）

鳥取市バイオマス地産地消システム構築事業実施計画（報告）書

1 事業計画（報告）の概要

(1) 事業の名称	バイオマス地産地消システム構築事業
(2) 事業の目的	
(3) 事業内容	
(4) 事業期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(5) 目指す目標・効果	

2 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算（決算）額	積 算 内 訳
市補助金		鳥取市バイオマス地産地消システム構築事業補助金
自己資金		
その他の収入		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算（決算）額	積 算 内 訳
合 計		

(注1) 変更申請に際しては、変更前の金額を上段に（ ）で記載すること。

(注2) 収支決算書提出の際は領収書等の経費を証明する書類を添付すること